

平成27年11月24日
コニカミノルタ株式会社取締役会議長 松崎 正年

当社に於ける原則1-4への対応について

はじめに：当社のコーポレートガバナンス・システム

- 当社は、経営の執行と監督を分離したコーポレートガバナンス・システムの運用を、平成15年（2003年）の経営統合以来続けている。
- 経営統合前、旧コニカの代表取締役会長が、「経営者個人の倫理観・資質に依存しない、チェック機能の働く仕組みが必要」との問題意識を持ち、自ら監督側に徹することを決意し、仕組みの構築に取り掛かった。構築された仕組みを「経営組織基本規則」に定めた。
 - 社外の目を入れ、執行と監督を分離するシステムとして委員会等設置会社（現、指名委員会等設置会社）を採用。
 - 執行の最高責任者は執行役社長。役付き執行役に会長は置かない。
 - 取締役会議長は非執行取締役から選定。
 - 委員会の委員長は全て社外取締役。代表執行役を兼ねる取締役は指名委員、報酬委員になれない。（会社法上、執行役を兼ねる取締役は監査委員になれない）
- 取締役会議長は、監督に徹して取締役会の開催に関わる役割を果たすと共に、より実効性の高いコーポレートガバナンスを主導する役割を果たす。
 - 毎年、取締役会評価を実施。結果を取締役会メンバーが共有。取締役会議長は、評価結果を踏まえた向こう1年間の取締役会運営方針を、株主総会後の取締役会で表明。
- 今回のコーポレートガバナンス・コードへの対応も、取締役会議長が主導し、取締役会メンバーで討議して方向付けた。

原則1-4への対応：

- 取締役会メンバーに諮り、「Comply」することを確認。
 - 投資家への説明責任を果たすために、①政策保有に関する方針、②政策保有株式に係る議決権行使についての基準を策定し、開示すべきである。
 - 「主要な政策保有に関する検証結果を踏まえた保有の合理性・将来の見通し」についての執行側の報告を、取締役会の監督対象とすべきである。
- 執行側が、①政策保有に関する方針、②政策保有株式に係る議決権行使についての基準を策定し、取締役会で報告。取締役会は報告を了承。ガバナンス報告書の中で方針・基準を開示した。（平成27年6月）
 - 政策保有に関する方針：
発行会社との企業連携や事業シナジーが見込めることを基本とし、発行会社との取引関係の維持・強化や取引の円滑化などを通じ、企業価値の向上に努める。
 - 政策保有株式に係る議決権行使の基準：
原則として賛成の議決権を行使するが、上記の政策保有株式に関する方針に反すると思われる提案については、適切に評価・判断する。

- 取締役会として報告を了承するにあたり、「企業価値の向上に資する」ことが判断のポイントであることを確認。
- その後、担当執行部門より、定期レポートの中で、9月末までに2社の株式について政策保有を解消したことが報告された。

今後の対応：

- 監督対象とすることにした、「主要な政策保有に関する検証結果を踏まえた保有の合理性・将来の見通し」についての執行側からの報告を、毎年取締役会議題として設定し、執行側の判断の妥当性（「企業価値の向上に資すること」を根拠に判断しているか）を監督していく。
- 当社が政策保有する株式は、簿価ベースで、平成27年3月末現在、純資産（マーケットで調達したお金）の3.25%であり、当社がターゲットとする投資家（中長期運用投資家）にとって、原則1-4に対する当社の対応は、優先度の高い関心時ではないだろう。
 - 事実、当社がターゲットとする投資家との対話の中で、株式の政策保有に関して問われたことは無い。
- 問われた場合には、説明責任を果たしていく。

以上